

関係法令付

# 酒税法及び酒類行政 関係法令通達集

(令和3年7月6日改正)

課酒 1-36  
課鑑 16  
官会 1-37  
課資 3-4  
徴管 1-16  
平成11年 6月25日

最終改正：令和 3年 7月 6日

国 税 局 長 殿  
沖 縄 国 税 事 務 所 長 殿  
税 関 長 殿  
沖 縄 地 区 税 関 長 殿

国税庁長官

酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の制定について（法令解釈通達）

酒税法（昭和 28 年法律第 6 号）、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和 46 年法律第 129 号）、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和 30 年法律第 37 号）、登録免許税法（昭和 42 年法律第 35 号）、災害被害者に対する租税の減免・徴収猶予等に関する法律（昭和 22 年法律第 175 号）、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和 28 年法律第 7 号）、再生資源の利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号）法令解釈通達を別冊のとおり定めたから、平成 11 年 7 月 1 日からこれによらるたい。

なお、この通達の具体的な適用に当たっては、通達文章の部分的な字句について形式的な解釈を行うことのないよう留意し、法令の規定の趣旨・制度の背景だけでなく、判例・条理・社会通念を考慮して、適切な事務処理を行うこととされたい。

（理由） 中央省庁等改革基本法（平成 10 年法律第 103 号）第 20 条《財務省の編成方針》第 5 号の規定に沿って、酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の整備を行う必要があるため。

## 総目次

第1編 総則	1
第2編 酒税法関係	5
第3編 租税特別措置法関係	443
第4編 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律関係	531
第5編 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律関係	563
第6編 登録免許税法関係	593
第7編 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律関係	601
第7編の2 構造改革特別区域法関係	619
第7編の3 総合特別区域法関係	651
第7編の4 国家戦略特別区域法関係	657
第8編 酒類行政法令関係	663
第1章 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律関係	665
第2章 資源の有効な利用の促進に関する法律関係	945
第3章 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律関係	949
<付録1> 改正事項（平成20年7月以降分）	955
<付録2> 国税庁所定分析法（抄）	979
<付録3> 提出様式一覧	991

## 通 達 目 次

### 第 1 編 総則

---

用語の意義	3
-------	---

### 第 2 編 酒税法関係

---

#### 第 2 条 酒類の定義及び種類

##### 第 1 項関係

1 「アルコール分 1 度以上の飲料」の範囲	8
2 アルコール含有医薬品の取扱い	9
3 不純物含有アルコールの取扱い	10
4 アルコール含有菓子類等の取扱い	10
5 「アルコール」の定義	10
6 法の適用を受けるアルコール分 90 度以上のアルコールの取扱い	11
7 「溶解してアルコール分 1 度以上の飲料とすることができる 粉末状のもの」の意義	11

#### 第 3 条 その他の用語の定義

##### (共通事項)

1 米、麦等の酒類原料の取扱い	13
2 原料を加工した際分離されたもの等の取扱い	13
3 「果実」の定義	14
4 酒類原料穀類の重量の計算	14
5 酒類の原料物品等の定義	14
6 酒類原料を溶解し又は薄めた場合の重量の計算	16
7 酒類の原料として取り扱わない物品	16
8 「アルコール分」等の度数の定義	18

9	アルコールの重量の計算	18
10	「連続式蒸留機」の定義	18
11	「こす」の意義	19
12	「発酵させた」の取扱い	19
13	「蒸留したもの」の範囲	19
14	「発泡性を有するもの」の取扱い	19
15	酒類の製成の時期	20
16	品目の判定	21
(清酒の定義)		
1	清酒の原料の種類	22
2	清酒の原料となる糖類	23
3	こうじ米の重量	23
4	清酒原料米の重量計算	23
5	清酒原料米の重量不足の場合の酒類の品目	23
6	糖類の重量計算	23
(合成清酒の定義)		
1	「米を原料の全部又は一部として製造した物品」の範囲	26
2	合成清酒に更に合成清酒の原料を加えたものの取扱い	27
3	合成清酒原料米の重量超過の場合の酒類の品目	27
4	アミノ酸度の意義等	27
5	酸度の意義等	27
(焼酎の定義)		
1	アルコール含有物を蒸留した酒類に水を加えたものの範囲	30,37
2	焼酎から除かれる酒類	30,37
3	砂糖等を加えた焼酎の取扱い	31,37
4	果実の取扱い	32,37
5	「しらかばの炭」の意義	32,37
6	「その他の物品」の意義	32,38
7	「分蜜をしない砂糖」等の意義	32,38
8	「留出時のアルコール分」の取扱い	33,38
9	「蒸留する際、発生するアルコールに他の物品の成分を浸出させた」の意義	33,38

10	単式蒸留焼酎の原料として砂糖を使用する場合の取扱い	33,38
11	アルコール含有物を蒸留したものの品目	33,38
(みりんの定義)		
1	たんぱく質分解物の取扱い	41
2	ぶどう糖、水あめ又は米の重量計算の取扱い	41
3	原料ぶどう糖等の重量計算の取扱い	41
(ビールの定義)		
1	「ホップ」の取扱い	43
2	ビールの原料となる香味料	43
3	麦芽の重量計算	43
4	原料中政令で定める物品の重量計算	43
5	「残しビール」の意義等	44
(果実酒及び甘味果実酒の定義)		
1	果実酒及び甘味果実酒の原料となる果実	46,50
2	果実酒等に水を加える場合の取扱い	46,50
3	「既に加えたブランデー等」の取扱い	46,51
4	果実酒等にブランデー等を加えた場合の混和割合の取扱い	47,51
5	ブランデー等のアルコール分の総量が100分の90を超えるものの取扱い	47,51
6	果実酒等にブランデー等を加える時期	48,52
7	第13号ニに規定する酒類の範囲	48,52
8	第14号ハ又はニに規定する酒類の範囲	48,52
9	「加えた糖類の重量」の計算方法	48
10	「果実に含まれる糖類の重量」の計算方法	48
11	オークの取扱い	49
(ウイスキーの定義)		
1	発芽させた穀類の取扱い	53
2	第15号ハに規定するウイスキーの範囲	53
3	留出時のアルコール分の取扱い	54
4	ウイスキーに使用する色素の取扱い	54
(ブランデーの定義)		
1	果実の取扱い	55

2	留出時のアルコール分の取扱い	55
3	果実酒かすを水に浸したものの取扱い	55
4	ブランデーに使用する色素の取扱い	55
5	第16号口に規定するブランデーの範囲	55
(発泡酒の定義)		
1	「麦芽又は麦を原料の一部とした酒類で発泡性を有するもの」の意義	58
2	「麦芽又は麦を原料の一部としたアルコール含有物を蒸留したものを原料の一部としたもの」の意義	58
3	発泡酒の原料の重量計算	58
4	「残し発泡酒」の意義等	59
(リキュールの定義)		
1	リキュールの原料となる酒類の取扱い	63
2	リキュールから除かれる「その性状がみりんに類似する酒類」の取扱い	63
(酒母、もろみ及びこうじの定義)		
1	酒母の取扱い	66
2	もろみの取扱い	67,68
3	残しビール等の取扱い	67
4	こうじの原料の取扱い	69
5	種こうじの取扱い	70
第6条の2 保税地域に該当する製造場		
1	保税運送する場合の取扱い	74
2	保税地域に該当する製造場以外の場所へ引き取る場合の取扱い	74
第6条の3 移出又は引取り等とみなす場合		
第1項関係		
1	「法人が合併又は解散により消滅した場合」の意義	76
2	「製造免許に係る酒類」の範囲	76
3	製造免許が消滅した場合の現存酒類の取扱い	76
4	「申請に基づく製造免許の取消し」の取扱い	76
5	「酒類の販売の継続を認められた場合」の取扱い	76
6	滞納処分等により換価された酒類等の酒税の徴収	77
第2項関係		

1	「飲用につき、当該製造者の責めに帰することができないとき」の意義	78
第4項関係		
1	「移出につき、当該製造者の責めに帰することができないとき」の意義	79
第6条の4 収去酒類等の非課税		
1	収去酒類等の領収書の取扱い	80
第7条 酒類の製造免許		
第1項関係		
1	「製造場の所在地」の意義	82
2	敷地が連続していない酒類等の製造場の取扱い	83
3	酒類等の製造免許の申請書等の取扱い	83
4	地方公共団体に対する酒類等の製造免許の取扱い	84
5	法人成り等の場合の酒類等の製造免許の取扱い	84
6	酒類以外のものの原料に使用するために製造する酒類の製造免許の取扱い	86
7	酒類等の製造免許の取扱官庁	86
8	酒類等の製造免許の事務処理期間（標準処理期間）	87
第2項関係		
1	法定製造数量の計算	89
2	薬用酒の法定製造数量の取扱い	89
第3項関係		
1	「試験製造免許」の意義	91
2	試験製造免許の取扱い	91
3	「輸出用清酒製造免許」の意義	92
4	「輸出用清酒製造免許」の取扱い	92
第4項関係		
1	免許期限を付す場合の取扱い	94
2	免許期限の設定の取扱い	95
第5項関係		
1	試験製造免許及び輸出用清酒製造免許以外の免許期限の延長の取扱い	95

2	試験製造免許の免許期限の延長の取扱い	96
3	輸出用清酒製造免許の免許期限の延長の取扱い	96
4	輸出用清酒製造免許以外の期限付免許の永久免許への切替えの取扱い	97
5	期限が付されている輸出用清酒製造免許の永久免許への切替えの取扱い	98
第8条 酒母等の製造免許		
1	酒母等の製造免許の取扱い	100
2	残しビール等に係る酒母の製造免許の取扱い	100
3	現地破砕に係るもろみの製造免許の取扱い	100
第9条 酒類販売業免許		
第1項関係		
1	「酒類の販売業」の意義	103
2	「酒類の販売の代理業」の意義	103
3	代理業者と使用人の区別	104
4	「酒類の販売の媒介業」の意義	104
5	「製造場においてする酒類の販売業」の意義	104
6	販売場の取扱い	104
7	酒場等で酒類を当該酒場等の営業場以外の場所で飲用に供されることを予知して販売する場合	105
8	酒類の販売業免許の区分及びその意義	105
9	酒類の販売業免許の申請書等の取扱い	108
10	全酒類卸売業免許及びビール卸売業免許の申請書等の審査順位の決定及び審査等	110
11	特殊酒類小売業免許の取扱い	113
12	酒類卸売業免許の取扱い	114
13	酒類販売代理業及び酒類販売媒介業免許の取扱い	116
14	法人成り等の場合の酒類の販売業免許の取扱い	117
15	営業の譲受けに伴う酒類卸売業免許の取扱い	118
16	酒類の移動販売の取扱い	120
17	自動販売機による酒類小売業免許の取扱い	120
18	酒類販売管理者の選任状況等の確認	120

19	薬用酒の販売業免許の取扱い	121
20	酒類の販売業免許の取扱官庁	121
21	酒類の販売業免許の事務処理期間（標準処理期間）	122
第2項関係		
1	期限付酒類小売業免許の取扱い	124
2	届出による期限付酒類小売業免許の取扱い	125
3	期限付酒類卸売業免許の取扱い	126
第10条 製造免許等の要件		
1	申請者等に関する人的要件	129
第2号関係		
1	「その取消しの原因となった事実があった日」の意義	129
2	「業務を執行する役員」の意義	130
第5号関係		
1	「支配人」の意義	131
第6号関係		
1	「滞納処分を受けた」の意義	131
2	滞納処分を受けてからの期間の計算の取扱い	131
第9号関係		
1	「取締り上不適当と認められる場所」の意義	132
第10号関係		
1	「経営の基礎が薄弱であると認められる場合」の意義	134
2	酒類製造免許についての取扱い	135
3	一般酒類小売業免許についての取扱い	136
4	通信販売酒類小売業免許についての取扱い	137
5	特殊酒類小売業免許についての取扱い	137
6	全酒類卸売業免許についての取扱い	138
7	ビール卸売業免許についての取扱い	138
8	洋酒卸売業免許、店頭販売酒類卸売業免許、協同組合員間酒類卸売業免許及び自己商標酒類卸売業免許についての取扱い	139
9	輸出入酒類卸売業免許についての取扱い	139
10	酒類販売媒介業免許についての取扱い	140
第11号関係		

1 「酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持する必要がある」の意義	142
＜酒類の製造免許の需給調整要件＞	
2 酒類の製造免許の取扱い	142
＜酒類の販売業免許の需給調整要件＞	
3 一般酒類小売業免許の需給調整要件	146
4 通信販売酒類小売業免許の需給調整要件	146
5 全酒類卸売業免許の需給調整要件	147
6 ビール卸売業免許の需給調整要件	148
第12号関係	
1 技術的要件	150
2 設備要件	150
第11条 製造免許等の条件	
第1項関係	
1 「製造する酒類の数量の条件」の取扱い	151
2 「製造する酒類の範囲の条件」の取扱い	152
3 「販売する酒類の範囲又は販売方法の条件」の取扱い	153
4 酒類の販売代理業及び媒介業に対する免許条件の取扱い	157
第2項関係	
1 製造制限数量の緩和又は解除の取扱い	158
2 「製造する酒類の範囲の条件」の緩和又は解除の取扱い	158
3 「販売する酒類の範囲又は販売方法の条件」の緩和又は解除の取扱い	158
第12条 酒類の製造免許の取消し及び第13条 酒母等の製造免許の取消	
1 「偽りその他不正の行為」の意義	159
2 「免許の申請者」を「免許者」として取り扱う場合	159
3 休造期間の計算	160
4 法定製造数量不達期間の計算	160
5 3年以上休造した場合又は3年以上法定製造数量に達しなかった 場合の酒類の製造免許の取消しの取扱い	160
6 相続人等に対する休造等の期間の計算等の取扱い	161
7 法定製造数量の計算に際しての原料用酒類の取扱い	161
第14条 酒類の販売業免許の取消し	
1 酒類販売業者が未成年者飲酒禁止法等の規定により罰金刑に	

処せられた場合の酒類の販売業免許の取扱い	162
2 「2年以上引き続き酒類の販売業をしない場合」の意義	162
3 相続人等に対する販売業休止期間の計算	163
第16条 製造場又は販売場の移転の許可	
第1項関係	
1 製造場又は販売場の移転の許可の効力	166
2 移転の許可の取扱い	166
第17条 製造又は販売業の廃止	
第1項及び第2項関係	
1 「法人番号通知書の写し」の取扱い	169
第19条 製造業又は販売業の相続等	
第1項関係	
1 「製造業又は販売業の全部の譲渡」の意義	174
2 「引き続きその製造業又は販売業をしようとする」の意義	174
3 製造業又は販売業の相続の申告の取扱い	174
4 製造業又は販売業をしようとする相続人が2人以上ある場合	174
5 「包括受遺者」の範囲	175
第2項関係	
1 「包括遺贈者」の意義	175
2 相続等申告者の欠格要件に該当するか否かの判定の時期	175
3 共同相続の場合の留意事項	175
4 共同免許者に対する要請	175
5 販売場を有しない酒類の販売業の相続	175
6 「免許の申請者」を「相続人等」として取り扱う場合	176
第20条 必要な行為の継続等	
第1項、第2項及び第3項関係	
1 「免許が取り消された場合」の範囲	178
2 必要行為の継続申請があった場合の取扱い	178
3 必要行為を継続させる期間の取扱い	178
4 必要行為の継続期間の延長の取扱い	178
5 必要行為の継続を認める期間の始期	178
6 必要行為を継続させている製造場への戻し入れ酒類の取扱い	179



第21条 製造免許等の通知  
 1 製造免許等の通知…………… 180

第22条 課税標準

第2項関係  
 1 粉末酒に係る数量の計算方法及び数量等の端数計算…………… 183

第23条 税率  
 1 発泡酒の税率適用の取扱い…………… 190  
 2 その他の発泡性酒類の税率適用の取扱い…………… 191  
 3 混和酒の税率適用の取扱い…………… 192  
 4 混和酒を移出する場合の混和割合の表示の取扱い…………… 194  
 5 旧酒税法に基づく適用税率の取扱い…………… 194

第28条 未納税移出

第1項関係  
 1 蔵置場の態様…………… 200  
 2 蔵置場の設置許可の要件…………… 201  
 3 許可する場合に付ける期限の取扱い…………… 205  
 4 許可する場合の条件…………… 205  
 5 期限の延長の取扱い…………… 206  
 6 条件の緩和の取扱い…………… 207  
 7 蔵置場設置許可の取消し…………… 207  
 8 許可等事務の取扱官庁…………… 208  
 9 許可等事務の処理期間（標準処理期間）…………… 208  
 10 「税率の適用区分」等の意義…………… 212,225  
 11 商標表示の取扱い…………… 212  
 12 未納税移出承認の取扱い…………… 212,214  
 13 欠減等に対する取扱い…………… 212

第2項関係  
 1 酒税を免除する場合の要件…………… 217

第3項関係  
 1 「やむを得ない事情がある」の意義…………… 219  
 2 未納税移入の明細を記載した書類の提出期限延長の取扱い…………… 219

第4項関係

1 「災害その他やむを得ない事情により亡失した場合」の意義…………… 220

第5項関係  
 1 「酒税の取締り又は保全上特に不相当と認められる等の事情があるとき」の範囲…………… 222

第6項関係  
 1 製造者又は製造場とみなす期間の取扱い…………… 223

第28条の2 未納税移出に関する特例

第1項関係  
 1 未納税移出に関する特例の取扱い…………… 227  
 2 「継続的に当該酒類が移入される当該場所」の意義…………… 227  
 3 承認を与える場合の取扱い…………… 228

第2項関係  
 1 「同項に規定する酒類を継続して移入する場所」の意義…………… 229

第3項関係  
 1 「酒税の保全上不相当と認められる事情があるとき」の意義…………… 231

第4項関係  
 1 「酒税の保全上不相当と認められる事情が生じたとき」の意義等…………… 232

第28条の3 未納税引取

第1項関係  
 1 製造場内の保税地域にある酒類の未納税引取りの取扱い…………… 234

第2項関係  
 1 未納税引取証明書の提出期限の取扱い…………… 235

第3項関係  
 1 「酒税の取締り又は保全上特に不相当と認められる等の事情がある場合」の意義…………… 235  
 2 酒税の取締り又は保全上特に不相当と認められる等の事情がない旨の証明書等の取扱い…………… 235

第6項関係  
 1 欠減等に対する取扱い…………… 237

第7項関係  
 1 「災害その他やむを得ない事情により亡失した場合」の意義…………… 237

第29条 輸出免税

第1項関係

1 「輸出する目的で、酒類をその製造場から移出する場合」の意義 …… 239

第2項関係

1 酒類を郵送した場合の取扱い…………… 239

2 令第36条第1号に定める方法の取扱い…………… 240

3 令第36条第2号に定める方法の取扱い…………… 240

4 「輸出する前」及び「災害その他やむを得ない事情により  
亡失した場合」の意義…………… 240

第30条 戻入れの場合の酒税額の控除等

第1項関係

1 「戻入れ」の意義 …… 241

2 「その製造場から移出した酒類」の意義 …… 241

3 置回り販売のために移出した酒類が戻し入れられた場合の取扱い…………… 242

4 移出時に適用された税率と異なる税率が適用された酒類が  
戻し入れとなった場合の取扱い…………… 242

5 戻入れ酒類についての酒税相当額の控除等の時期等…………… 242

6 「この項又は第3項の規定による控除が行われている  
場合」等の意義…………… 243

第2項関係

1 「その者の他の酒類の製造場」の取扱い …… 243

第30条 戻入れの場合の酒税額の控除等

第3項関係

1 「第1項の規定により控除を受けるべき場合を除く」の意義 …… 244

2 「移入した製造場から更に移出した」の意義 …… 244

3 再移出控除を受けようとする場合における移入酒類の数量等の計算…………… 245

4 「酒類の原料として使用した」の意義 …… 246

5 原料使用控除を受けようとする場合における移入酒類の  
数量等の計算…………… 246

6 製造場に自家消費の目的で課税済酒類を移入した場合の取扱い…………… 247

第5項関係

1 「製造の廃止」の意義 …… 249

2 廃棄の承認を受けようとする者の範囲…………… 249

3 「廃棄」の範囲 …… 249

4 廃棄の場所の範囲…………… 250

5 廃棄の確認方法…………… 250

6 控除又は還付を受けるための申告…………… 250

第6項関係

1 控除等をする場合の要件…………… 250

2 戻入れ等の事実を証する書類…………… 250

第7項及び第8項関係

1 法人成り等の場合における戻入れ酒類の取扱い…………… 251

2 製造場移転の場合における戻入れ酒類の取扱い…………… 252

第30条の2 移出に係る酒類についての課税標準及び税額の申告

第1項、第2項及び第3項関係

1 納税申告書の提出等…………… 256

2 税額の端数計算…………… 256

3 課税標準数量等の端数計算…………… 257

4 「他の法律」の範囲 …… 257

5 強制換価の場合の申告及び徴収…………… 258

6 製造者の責めに帰し得ない場合等の申告の取扱い…………… 258

7 「既に確定した」の意義 …… 258

8 酒類を重量により詰口する場合の取扱い…………… 258

9 酒類を容量により詰口する場合の取扱い…………… 259

10 容量2リットル以下のびん詰品の容量の取扱い…………… 259

11 酒類を詰口する場合の増量詰の取扱い…………… 261

12 製造場内で酒母又はもろみを飲用した場合の申告…………… 261

第30条の3 引取りに係る酒類についての課税標準及び税額の申告等

1 輸入酒類に対する税率適用区分…………… 263

第30条の5 引取りに係る酒類についての酒税の納付等

1 輸入酒類の容量計算の取扱い…………… 265

2 ブルーフのアルコール分の換算方法…………… 265

第1項、第2項及び第3項関係

1 納期限の延長の取扱い…………… 268

2 「酒類の販売代金の回収に相当期間を要すること

その他これに類する事由」の取扱い	269
3 「納期限に納付することが著しく困難であると認められる場合」等の取扱い	269
4 延長する酒税額の範囲	270
5 延長する期限の範囲	271
6 納期限の延長を認める時期等の取扱い	271
7 担保に根抵当権を設定した場合の取扱い	272
8 担保の提出先を指示する場合の取扱い	272
9 国税庁長官又は国税局長が担保を受理した場合の取扱い	273
10 その他担保についての取扱い	273
第31条 担保の提供及び酒類の保存	
第1項関係	
1 担保の提供等を命ずる場合の取扱い	276
2 担保の提供等を命ずる場合の金額	278
3 担保の提供等を命ずる期間	278
4 担保提供等の期限の指定の取扱い	279
5 担保の種類及び価額の取扱い	279
6 酒類の保存を命ずる場合の取扱い	279
7 第三者の物件を担保として受理する場合の取扱い	280
8 同一物件を納期限の延長の担保及び保全担保として提供する場合の取扱い	280
9 抵当権の設定してある不動産等を担保として受理する場合の取扱い	280
10 建物等を担保として受理する場合の取扱い	280
11 共同びん詰場又は共同果実酒集荷場設置者が提供する保全担保の取扱い	281
12 担保物件の評価の基礎となる時価評価の取扱い	281
13 工場財団の担保価額	281
14 保存酒類の担保価額	282
15 担保の分割提供又は保存酒類の分割保存の取扱い	282
16 国税庁長官の担保提供命令	282
17 国税局長の担保提供命令	282
18 国税庁長官等が担保の提供を命じた場合の通知	283

19 担保提供についての局署相互間の連絡	283
20 担保の管理等	283
21 担保の解除	283
第2項関係	
1 担保提供命令金額の変更の取扱い	284
2 担保提供期間の変更	284
3 工場財団目録記録事項の変更の場合の取扱い	284
第4項及び第5項関係	
1 保存酒類の保存の責任者	285
第43条 みなし製造	
第1項関係	
1 「混和」の意義	289
2 「混和後のものが酒類であるとき」の範囲	289
3 清酒にアルコール等を加えた場合の取扱い	291
4 混和酒の取扱い	291
5 ぶどう糖又は水あめを溶解して混和する場合の取扱い	293
6 「香味料」の範囲	293
7 酒類に酒類を混和した場合の取扱い	293
8 合成清酒に米を原料の全部又は一部として製造した物品を混和する場合の重量計算	293
9 砂糖等を加えた焼酎と原料用アルコール等との混和の取扱い	294
10 酒類に保存のためアルコール等を加える場合の取扱い	297
第2項関係	
1 ガス入り酒類として取り扱わないもの	299
2 酒類に炭酸ガスを加える場合の取扱い	299
3 「この法律で別に定める場合」の意義	299
第9項関係	
1 連続式蒸留アルコール又は連続式蒸留スピリッツと単式蒸留アルコール及び水又は炭酸水とを混和した場合の取扱い	303
2 連続式蒸留スピリッツと単式蒸留焼酎とを混和した場合の取扱い	303
3 連続式蒸留アルコール等と単式蒸留焼酎等を混和した場合の取扱い	303
4 砂糖等を加えた焼酎の貯蔵期間の取扱い	304

5 酒質矯正剤等の指定の取扱い	304
第10項関係	
1 消費の直前において混和した酒類を販売した場合の取扱い	312
2 「自ら消費するため」の範囲	312
第11項関係	
1 「自ら消費するため」の範囲	314
第44条 原料用酒類及び酒母等の処分禁止	
第1項関係	
1 原料用酒類を移出する場合の承認の取扱い	316
第2項関係	
1 「処分」の意義	317
2 酒母等を移出等する場合の承認の取扱い	318
第3項関係	
1 不可飲処置を命ずる場合の取扱い	320
第45条 密造酒類の所持等の禁止	
1 「法令において認められる場合」の意義	322
2 「所持」の意義	322
3 「譲り渡し」又は「譲り受け」の意義	323
第46条 記帳義務	
1 「酒母若しくはもろみの製造者」の範囲	325,336
2 「酒類の販売業者」の範囲	325,336
3 酒類製造者等の記帳事項	325,336
4 記帳義務における記帳の取扱い	334,336
5 酒類の小売についての記帳命令の取扱い	334,336
6 帳簿の備付場所及び保存期間の取扱い	334,337
第47条 申告義務	
第1項関係	
1 「敷地、建物その他の物の状況」の意義	341
2 「機械、器具及び容器の詳細（容器にあつては、その容量の測定の方法を含む。）」の意義	342
3 容器の容量の測定方法	342,360
4 酒類の数量確認に液面計を使用する場合の取扱い	353

5 酒類の数量確認に流量計を使用する場合の取扱い	354
6 少量の容器の申告の取扱い	356
7 酒母等の製造者の製造設備の申告の取扱い	356
8 製造の申告の取扱い	357
9 製造休止の申告の取扱い	359
10 「酒類の製造場又は販売場の所在地に異動を生じたとき」の取扱い	360
11 「住所及び氏名又は名称に異動を生じたとき」の取扱い	361
第2項関係	
1 「製成数量」の意義	362
2 「必要と認めて指定する区分」の意義	362
第4項関係	
1 酒類の販売数量等の報告を求める場合の取扱い	363
2 酒類の蔵置所の報告を求める場合の取扱い	364
3 酒類の販売先等の報告を求める場合の取扱い	365
4 「他の酒類の販売業者」の意義	365
第48条 申告義務等の承継	
1 申告義務等の承継	366
第50条 承認を受ける義務	
第1項関係	
1 承認の取扱い	368
2 法第3条第7号ロに規定する清酒を製造する場合の承認の取扱い	370
3 清酒にアルコール等を加える場合の承認の取扱い	372
4 清酒と合成清酒とを混和する場合の承認の取扱い	372
5 製造者が砂糖等を加えた焼酎にアルコール等を混和する場合の承認の取扱い	373,377
6 販売業者が酒類に水又は酒類を混和する場合の承認の取扱い	373,377
7 ウイスキー又はブランデーの原酒をスピリッツの製造の原料に供しようとする場合の承認の取扱い	373,377
8 連続式蒸留焼酎と単式蒸留焼酎とを混和する場合の承認の取扱い	377
9 ウイスキーとブランデーとを混和する場合の承認の取扱い	378
10 税率の適用区分の異なる発泡酒を混和する場合の承認の取扱い	378
11 酒類に不可飲処置を施す場合の承認の取扱い	379

12 砂糖等を加えた焼酎を製造する場合の承認の取扱い	381
13 木製の容器に貯蔵した焼酎等を移出する場合の承認の取扱い	382
14 ウイスキー又はブランデーに類似するスピリッツを製造する場合の承認の取扱い	383
15 砂糖等を加えた焼酎を木製の容器に貯蔵する場合の承認の取扱い	384
第50条の2 届出義務	
第1項関係	
1 酒類を詰め替える場合の届出の取扱い	386
第2項関係	
1 「亡失」の意義	386
2 亡失数量が少量の場合の取扱い	386
3 「その他の事由」の範囲	386
4 腐敗等の届出の取扱い	387
第53条 納税地	
1 無免許製造犯等における納税地	389
2 所持犯等における納税地	389
附則（平成9年法律第21号関係）	
第8条 手持品課税等	
1 用語の意義	395
2 貯蔵場所の範囲等	395
3 所持数量の算定等	396
4 酒税額等の計算	397
5 納税申告書の提出	398
6 平成9年改正法指定時以後における戻し入れ酒類の取扱い	398
7 その他	399
附則（平成15年法律第8号関係）	
用語の意義	401
第33条 ビール等に係る製造免許等の経過措置	
第1項関係	
1 ビールの製造免許又は販売業免許に係る経過措置の対象となる酒類の範囲	402
2 製造免許又は販売業免許を受けたものとみなされる製造場	

又は販売場の範囲	402
3 ビールの製造免許に付された「麦を原料の一部としたものに限る。」旨の条件の緩和の取扱い	401
4 ビールの製造免許に係る経過措置の適用を受けた場合の休造等の取扱い	403
第2項関係	
1 ビール以外の酒類の製造免許又は販売業免許に係る経過措置の対象となる酒類の範囲	403
2 第1項関係の取扱いの準用	404
第39条 手持品課税	
1 貯蔵場所の範囲等	405
2 所持数量の算定等	405
3 酒税額等の計算	406
4 手持品課税納税申告書の提出	407
5 平成15年改正法指定時以後における戻し入れ等酒類の取扱い	407
6 その他	408
附則（平成18年法律第10号関係、平成18年政令第130号関係）	
1 用語の意義	409
第65条 清酒に係る経過措置	
1 「平成19年9月30日までの間、新酒税法第3条第7号に規定する清酒とみなす」旨の意義	409
2 「施行の際、酒類の製造場に現存する酒類」の範囲	410
3 水又は新法清酒との混和の取扱い	410
4 混和委託のための未納税移出の特例	410
改正令附則第2条 清酒に係る経過措置	
1 移出の範囲	411
2 経過措置が適用される酒類の範囲	412
3 「酒税については、なお従前の例による」の意義	412
4 改正法附則第65条《清酒に係る経過措置》との適用関係	412
5 改正法附則第65条《清酒に係る経過措置》の取扱いの準用	412
改正令附則第3条 酒類の品目に係る経過措置	
第66条 製造免許等に係る経過措置	

第1項関係	
1 製造免許等に係る経過措置の対象となる者	413
2 製造免許等を受けたものとみなされる製造場等の範囲	413
3 製造免許に係る経過措置の適用を受けた場合の休造等の取扱い	413
第2項関係	
1 新法異動品目酒類の製造免許等に係る経過措置の対象となる酒類の範囲	414
2 新法異動品目酒類に係る製造免許で製造できる酒類の範囲の緩和等の取扱い	414
3 第1項関係の取扱いの準用	415
改正令附則第4条 蔵置場の設置許可に係る経過措置	
第67条 輸入酒類の移入に係る特例	
1 みなし製造場の承認の取扱い	415
2 「酒税の保全上不相当と認められる事情があるとき」の取扱い	416
3 輸入酒類の移入に係る特例の対象となる酒類	416
4 製造者又は製造場とみなす期間における酒税法の適用関係	416
附則（平成29年法律第4号関係）	
1 用語の意義	418
附則（平成29年法律第4号関係）	
第35条 酒類の製造免許等に関する経過措置	
第1項関係	
1 ビールの製造免許等を受けたものとみなされる製造場又は販売場の範囲	421
2 製造する酒類の範囲の緩和等の取扱い	421
3 酒類の製造免許に係る経過措置の適用を受けた場合の休造等の取扱い	421
4 蔵置場の設置許可の取扱い	421
第2項関係	
1 ビール以外の製造免許等を受けたものとみなされる製造場又は販売場の範囲	421
2 第1項関係の取扱いの準用	422
3 蔵置場の設置許可の取扱い	422
第39条 手持品課税等	

1 貯蔵場所の範囲等	431
2 所持する酒類の数量の算定等	432
3 酒税額等の計算	433
4 手持品課税納税申告書の提出	437
5 手持品課税等の適用を受ける旨の届出書の提出	437
6 平成29年改正法指定時以後における戻入れ等酒類の取扱い	438
7 その他	439

### 第3編 租税特別措置法関係

第87条 清酒等に係る酒税の税率の特例	
1 「特例適用製造者」の判定	454
2 「製造場から移出した清酒等のそれぞれの酒類の数量」等の取扱い	454
3 税率の特例を適用する場合の数量の取扱い	455
4 「当該移出につき同法第30条第3項の規定の適用を受けるもの」の意義等	455
5 税率の特例を適用する場合の酒税額の計算	455
6 税率の特例の適用を受けた酒類を戻し入れた場合の取扱い	456
7 平成29年改正法の施行に伴う取扱い	456
第87条の2 低アルコール分の蒸留酒類等に係る酒税の税率の特例	
1 税率の特例の適用となる酒類	458
第87条の3 入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例	
1 定義	461
2 酒税の税率の特例を適用する輸入ウイスキー等の範囲	461
3 入国者の輸入ウイスキー等に係る税率の特例によることを希望しない場合	462
4 入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例の対象となるビールの範囲	463
5 入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例の対象となるリキュールの範囲	463
6 別送する携帯品の免税の手続等	463
第87条の4 ビールに係る酒税の税率の特例	

## 第1項関係

- 1 「初めて製造免許を受けた者」の意義…………… 465
- 2 「特例適用製造者」の判定…………… 466
- 3 ビールに係る酒税の税率の特例の取扱い…………… 466
- 4 「製造免許を受けた日から5年を経過する日」の意義…………… 466

## 第87条の5 外航船等に積み込む酒類の免税

- 1 「外航船等」の取扱い…………… 474
- 2 外航船等に積み込む酒類の免税の取扱い…………… 474
- 3 外航船等への積込みの承認の取扱い…………… 474
- 4 表示命令の取扱い…………… 476
- 5 輸出されたことを証する書類の取扱い…………… 476
- 6 積込み承認書の写しの取扱い…………… 476
- 7 積換え等の場合の承認等の取扱い…………… 477
- 8 船用品等の免税措置の趣旨等の周知…………… 477

第87条の6 輸出酒類販売場である酒類の製造場から移出する  
酒類に係る酒税の免税

## 第1項関係

- 1 輸出酒類販売場における酒税免税の適用範囲…………… 478
- 2 輸出酒類販売場で販売する酒類（措置法第87条の6  
第1項適用酒類）の範囲…………… 479
- 3 一般物品と酒類で一の資産を構成している場合の取扱い…………… 479
- 4 一般物品と酒類を含めた消耗品等を販売する場合の租税特別  
措置法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第145号）  
附則第45条《輸出酒類販売場で行う免税販売手続等に関する経  
過措置》の規定により、旧措置令第46条の8の2第2項に規定  
する輸出酒類購入記録票等の作成方法…………… 479,484
- 5 輸出酒類販売場における免税酒類販売手続…………… 480
- 6 輸出酒類販売場の許可を受けていない販売場に係る  
酒類購入記録情報の提供方法等の届出書の提出…………… 495
- 7 酒類購入記録情報の国税庁長官への提供の時期…………… 495
- 8 手続委託型輸出物品販売場の許可を受けた輸出酒類  
販売場に係る酒類購入記録情報の国税庁長官への提供…………… 495

## 9 酒類購入記録情報の提供時における災害その他やむを得ない

事情の範囲…………… 496

## 10 承認送信事業者から輸出酒類販売場を経営する酒類製造者への

酒類購入記録情報の提供…………… 499

## 第2項関係

- 1 「既に次項本文若しくは第5項本文の規定の適用があった  
場合」の意義…………… 501
- 2 酒税を免除する場合の要件…………… 502
- 3 災害その他やむを得ない事情の意義…………… 502

## 第3項関係

- 1 即時徴収する場合の法定納期限及び延滞税の起算日…………… 505
- 2 免税購入した酒類を非居住者が国内において消費した場合の取扱い…………… 505
- 3 「輸出しないとき」の範囲…………… 505
- 4 免税販売した酒類が返品された場合の取扱い…………… 507

## 第5項関係

- 1 非居住者が免税購入した酒類につき国内で譲渡等があった  
場合の酒税の即時徴収…………… 509
- 2 即時徴収する場合の法定納期限及び延滞税の起算日…………… 509

## 第7項関係

- 1 輸出酒類販売場の許可の取扱い…………… 514
- 2 「特に不相当と認められる事情」の意義…………… 514
- 3 酒類の蔵置場の取扱い…………… 514

## 第8項関係

- 1 「酒類の製造場に近接する」の意義…………… 516
- 2 「酒類の製造及び販売が一体的に行われている」の意義…………… 516
- 3 一の酒類の製造場とみなされた輸出酒類販売場と自己の  
酒類の製造場との間の酒類の移動の取扱い…………… 516
- 4 一の酒類の製造場とみなされた輸出酒類販売場で酒類を  
販売する場合の記帳義務等の取扱い…………… 516

## 第10項関係

- 1 「輸出酒類販売場として施設その他の状況が特に不相当と  
認められる場合」の意義…………… 519

第87条の8 みなし製造の規定の適用除外の特例

第2項関係

1 「1キロリットルを超えない範囲」の意義 …………… 522

第4項関係

1 「特例適用混和の開始の日」の意義 …………… 526

2 「特例適用混和を終了した場合」の意義 …………… 526

## 第4編 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律関係

第80条 内国消費税等に関する特例

第1項関係

1 指定を受けた者とみなす場合の取扱い…………… 535

2 蔵置場から移出される酒類の税額…………… 535

第3項関係

1 指定又は指定の取消しについての沖縄国税事務所長の意見…………… 544

2 減税ウイスキー類の引取者…………… 545

第7項関係

1 指定製造場の設備等に係る確認事項の変更の取扱い…………… 548

第8項関係

1 指定製造場の指定の取消の取扱い…………… 548

第81条 差額課税

第1項関係

1 本土向けに移出した場合の納税義務者…………… 550

2 差額課税に係る申告場所…………… 550

3 携帯品等の差額課税の適用除外の取扱い…………… 550

第2項関係

1 減税ウイスキー類の差額課税の適用除外の取扱い…………… 552

2 減税ウイスキー類の譲渡の承認の取扱い…………… 552

第3項関係

1 納税申告書の提出期限の延長の取扱い…………… 555

2 「取締り又は保全上特に不相当と認められるとき」の意義 …………… 555

第4項関係

1 「販売場」の意義 …………… 558

2 「酒税の取締り上特に不相当であると認められる事情」の意義 …………… 558

3 「酒税の保全上特に不相当と認められる事情」の意義 …………… 559

4 「正当な理由」の意義 …………… 559

5 「事業の状況その他の事情からみてみなし納税地として不相当であると認められる」の意義…………… 561

## 第5編 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律関係

第1条 趣旨

1 「その他の内国消費税に関する法律」の意義 …………… 565

第2条 定義

1 輸入と引取りとの関係…………… 566

2 課税済品の引取り等…………… 567

第3条 課税物品の確定の時期

1 「性質」の意義 …………… 568

2 「数量」の意義 …………… 568

3 「その他の法律」の意義 …………… 568

第5条 保税地域からの引取り等とみなす場合

第1項関係

1 保税地域以外の場所から輸入する場合…………… 569

2 保税地域以外の場所から輸入される酒類に対する内国消費税の徴収…………… 569

第6条 引取りに係る課税物品についての申告、納税等の特例

第3項関係

1 携帯して輸入する酒類に係る課税標準の口頭申告…………… 571

第6項関係

1 輸入の許可前における修正申告等…………… 571

2 輸入の許可前に引き取る酒類に係る納期限の延長の取扱い…………… 571

第7条 郵便物の内国消費税の納付等

1 郵便物の内国消費税の取扱い…………… 572

2 保全担保の取扱い…………… 572

第10条 保税工場外等における保税作業



1 保稅工場外等における保稅作業の取扱い	575
第11条 保稅運送等の場合の免稅	
第1項關係	
1 保稅運送等の場合の免稅手續の特例	577
第4項關係	
1 難破貨物等に係る保全担保	577
第5項關係	
1 災害等の範圍	577
2 亡失等の範圍	577
3 滅却の範圍	578
第12条 船用品又は機用品の積込み等の場合の免稅	
第1項關係	
1 本邦の船舶等の意義	579
第13条 免稅等	
1 変質、損傷等の場合の輕減等の取扱い	582
第15条 変質、損傷等の場合の輕減又は還付	
第1項關係	
1 輸入許可前の変質等の場合の輕減	584
第2項關係	
1 指定場所における災害等の場合の還付	584
2 災免法と競合する場合の取扱い	584
第17条 違約品の再輸出又は廃棄等の場合の還付	
1 違約品の再輸出等の場合の内国消費稅額の意義	587
第18条 引取りに係る内国消費稅の延滞稅の免除	
1 引取りに係る内国消費稅の延滞稅の免除の取扱い	588
第22条 当該職員の權限	
1 当該職員の意義	589
第23条～第25条 罰則	
1 罰則の取扱い	591

## 第6編 登録免許稅法關係

第2条 課稅の範圍	
1 免許の区分等ごとの登録免許稅の取扱い	596
第5条 非課稅登記等	
1 非課稅登記等の取扱い	598
第24条 免許等の場合の納付の特例	
第1項關係	
1 「登記機關が定めた期限」の取扱い	600
第2項關係	
1 「納付の期限」の意義	600
<b>第7編 災害被害者に対する租稅の減免、徴収猶予等に関する法律關係</b>	
第1条 目的	
1 災害の範圍	603
第7条 控除	
第1項關係	
1 「販売のために所持」の意義	604
2 「酒稅を課せられたもの」等の意義	604
3 「災害により亡失し、滅失した場合」の意義	605
4 「本来の用途に供することができない状態になった場合」の意義	605
5 「酒稅等の納稅義務者がその災害のあった日以後において納付すべき酒稅等の稅額」の意義	605
6 「酒稅等の稅額から、それぞれ控除する。」の意義	606
7 「当該納稅義務者が当該製造者又は販売業者である場合」の意義	606
8 「損失の補償を受けた金額を限度とする。」の意義	606
9 「災害のやんだ日」の意義	608
10 「損失の補償を受けた事實を証する書類」の意義	608
11 「販売業者」の範圍	610
12 災害時における確認書交付申請があると認められる場合の事前調査	610
13 保險金又は損害賠償金で損失が補填される場合の控除すべき金額の計算方法	610
14 輸入酒類の引取者が販売するために所持する酒類が被災した	

場合の取扱い	611
15 同一税務署管内に2以上の販売場を有する場合の取扱い	611
16 輸送途上において被災した酒類の取扱い	611
第3項関係	
1 「控除すべきものとして計算したその税目の異なるごとの金額が500円未満である場合」の意義	612
第4項関係	
1 納付すべき税額を超える控除税額の還付の適用範囲	613
第8条	
1 指定酒類製造者の公示の取扱い	616
2 指定の解除又は延長の取扱い	616
3 確認書の交付申請の期限	616
4 確認書交付申請の基礎となる特定被災酒類の明細の取扱い	616

## 第7編の2 構造改革特別区域法関係

---

### 第25条及び第26条

#### (共通関係)

1 「果実」の定義	625,630
2 「生産」の意義	625,630
3 「その他気象上の原因による災害」の範囲	625,630
4 「販売」の意義	625,627,630,633

### 第25条 酒税法の特例

#### 第1項及び第2項関係

1 「農業者」の範囲	625
2 「当該果実」の範囲	626

### 第26条

#### 第1項関係

1 「農産物」の定義	630
2 「水産物」の定義	630
3 「加工品」の定義	630
4 構造特区法第26条第1項第1号及び第3号に規定する酒類の	

製造免許の取扱い	630
5 「特区内農産物等と同一の種類のもの」の判定	631
第27条	
第1項関係	
1 主製造場と体験製造場との間の酒類等の移動の取扱い	637
2 記帳義務の取扱い	637
3 帳簿の備付場所の取扱い	638
4 酒類販売管理者の選任の取扱い	638
5 承認事務の取扱官庁	638
6 承認事務の処理期間（標準処理期間）	638
第2項関係	
1 「酒税の取締り上不適当」の意義	640
2 「清酒の製造体験に係る設備が不十分」の意義	640
第5項関係	
1 体験製造場から移出する酒類に表示する製造場の所在地	642

## 第7編の3 総合特別区域法関係

---

### 第14条の2及び第37条の2

#### (共通関係)

1 構造改革特別区域法に規定する酒税法の特例の適用	655
2 「製造する酒類の範囲の条件」の取扱い	655

## 第7編の4 国家戦略特別区域法関係

---

### 第10条関係

1 構造改革特別区域法に規定する酒税法の特例の適用	660
2 「製造する酒類の範囲の条件」の取扱い	661

## 第8編 酒類行政法令関係

---

### 第1章 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律関係

第1条 目的	
1 「酒類業者等」の範囲	665
第2条 定義	
第2項関係	
1 「酒類製造業者」に該当しない者	668
2 販売業免許を有する「酒類製造業者」の取扱い	668
第3項、第4項及び第5項関係	
1 卸売、小売兼業の「酒類販売業者」の取扱い	669
2 代理業者又は媒介業者の取扱い	669
第3条 酒類業組合	
1 組合の性格	670
第5条 原則	
1 非営利の原則	672
2 加入脱退自由の原則	672
第6条 名称	
第1項、第2項、第3項及び第4項関係	
1 組合の名称	675
2 「一般に慣熟しているもの」の意義	676
3 名称の例外承認	676
第7条 組合の地区	
1 税務署の管轄区域の一部を地区とするものの取扱い	677
2 接続しない地区の禁止	678
第9条 組合員の資格	
第1項及び第3項関係	
1 兼業者の加入資格	681
2 同一組合の地区内に2以上の製造場又は販売場を有する者の加入資格	681
3 2以上の組合の地区内に製造場又は販売場を有する者の加入資格	681
4 代理、媒介業者等の加入資格	681
第5項関係	
1 特定酒類の卸売酒販組合の組合員が他の卸売酒販組合へも加入することができる場合	682

第10条 加入の自由	
1 加入拒否が認められる「正当な理由」の意義	683
第11条 加入の時期	
第2項関係	
1 相続の場合における組合の構成要件の算定方法	684
第3項関係	
1 共同相続人等の組合加入資格	684
第12条 任意脱退	
1 脱退の予告の手続	685
2 脱退の予告の効果	685
3 予告期間の計算方法	685
第13条 法定脱退	
第1項関係	
1 「組合員たる資格の喪失」の意義	686
第2項関係	
1 2名以上を除名する場合の議決権	686
2 除名に関する総会の通知期間の計算方法	687
第3項関係	
1 除名の効力等	687
2 組合と被除名組合員との権利義務の関係	687
第14条 組合の構成要件	
第1項関係	
1 組合員資格者の数への不算入	688
2 同一組合の地区に2以上の製造場を有する酒類製造業者の数量の算定方法	689
3 「組合令第5条の移出数量」の意義及びその算出方法	689
4 「移出数量」から除外するもの	690
第2項関係及び第4項関係	
1 合体組合の構成要件の算定方法	690
第15条 発起人	
1 発起人の代理	692
2 発起人の定数	692

3 発起人会の組織	692
第16条 定款	
第1項関係	
1 定款の作成等	694
2 定款の無効	694
3 支部の設置	695
4 規約の作成	695
第2項関係	
1 「設立費用」の意義	696
2 設立費用等の額の記載方法	696
3 設立費用の償還請求	696
第17条 組合員の募集	
1 組合員の募集	697
2 組合員募集通知書の添付書類	697
3 同意書	697
第18条 創立総会	
第5項、第6項、第7項関係	
1 創立総会の議決事項	700
第9項関係	
1 創立総会の議事等	700
第20条 理事への事務引継	
1 理事への事務引継	704
2 事務引継書の作成	704
第23条 役員	
1 役員の選任	708
2 員内役員の員外役員への転換	708
3 顧問、相談役等の委嘱	708
第23条の2 組合と役員との関係	
1 組合と役員との関係	709
第24条 役員の任期	
第1項関係	
1 役員の任期の計算方法	711

第3項関係	
1 役員の任期の伸長	711
第25条 理事会	
第2項関係	
1 代表理事の選任	713
2 代表理事以外の役付理事の選任	713
第26条 理事会の議決	
第1項関係	
1 理事会の議決要件	715
2 理事会の議決事項	715
第4項関係	
1 議事録の署名	715
第5項関係	
1 理事会の招集者	716
2 理事会招集の請求	716
3 招集権を有さない理事による理事会の招集	716
第26条の2 組合を代表する理事	
1 代表理事の業務執行	717
第27条 組合代表の特例	
1 組合代表の特例	718
第28条 定款その他の書類の備付け等	
第2項関係	
1 閲覧謄写の請求を拒否する「正当な理由」の意義	719
第29条 組合員名簿	
第1項関係	
1 組合員名簿の記載事項	720
2 組合員名簿の記載要領	720
第2項関係	
1 組合員への通知又は催告	720
第30条 理事の責任	
第1項関係	
1 「理事がその任務を怠ったとき」の意義	721

第32条 役員の兼職禁止	
1 理事と使用人との兼職	723
第34条 総会の招集	
第5項関係	
1 組合員等の総会招集請求	728
第11項関係	
1 総会招集通知書の発送期日の計算方法等	728
第35条 議決権	
第1項関係	
1 部会の組織	729
2 議決権の確定時期	729
第2項及び第4項関係	
1 代理議決制限の法意	730
2 書面により議決権を行使した場合の出席者数等の計算	730
3 代理議決による場合の出席者数等の計算	730
4 使用人	730
第36条 総会の議事	
1 議長の議決権	731
2 緊急議案	731
3 総会の定足数	731
第38条 特別の議決	
第2項関係	
1 合体酒造組合における特別議決の要件たる移出数量の算定方法	733
第38条の2 延期又は続行の議決	
1 「延期又は続行」の意義	735
第39条の2 総代会	
第1項関係	
1 総会と総代会との関係	738
2 組合員の総数が200人以下となった場合の措置	738
第2項関係	
1 総代の選挙	738
2 総代の定数	739

第3項関係	
1 「選挙の時」の意義	739
第5項関係	
1 総代の代理人	739
第40条 事業報告書の提出及び備付等	
第1項関係	
1 事業報告書等の提出及び備付期日の計算方法	740
第41条 会計帳簿等の閲覧等	
1 会計帳簿等の閲覧を拒否する「正当な理由」の意義	741
第42条 事業	
1 「組合員が提出する申告書」の範囲	742
2 「国の行う酒税の保全に関する措置に対する協力」の意義	742
3 「酒税法違反の自発的予防」の意義	743
4 「製造する酒類」又は「販売する酒類」の範囲	743
5 「施設」の範囲	743
6 「酒類の容器に関する規制」の意義	744
7 「販売方法」の意義	744
8 「当該規制に係る酒類の価格又は数量に不当に影響を 与えるもの」の意義	744
9 「酒類の原材料」の範囲	744
10 「原料米の購入のあっせん」の範囲	744
11 「販売に要する物品」の範囲	745
12 「資金の貸付利子」の額	745
13 「あっせん」の範囲	745
第43条 協定の設定及び変更	
第1項関係	
1 「総合調整計画及びその実施に関する定めの内容と同一で あるとき」の範囲	747
第2項関係	
1 「不当に差別的であること。」の意義	747
2 「消費者又は取引の相手方の利益を不当に害すること。」の意義	747
第3項関係	

1 吸収合併の場合の協定の効力	748
第47条 協定の設定等の公告	
第1項関係	
1 協定の設定等の公告の時期	751
第48条 過怠金	
1 過怠金の徴収	753
第49条 検査員	
第2項関係	
1 協定の実施の検査	754
2 「関係人」の意義	754
第51条 経費の賦課	
第1項関係	
1 「経費」の範囲	756
第52条 使用料及び手数料	
1 「使用料」及び「手数料」の意義	757
第53条 解散の事由	
1 総会の議決、存立時期の満了又は解散事由の発生及び 解散命令による解散	758
2 合併による解散	758
3 破産手続開始の決定による解散	758
第54条 合併	
1 吸収合併の手続	759
2 新設合併の手続	760
第58条 清算等についての会社法の準用	
第1項関係	
1 清算人	766
2 清算人についての準用規定	767
第59条 登記	
1 登記の効果	772
第60条 設立の登記	
第2項関係	
1 代表権を有する者の「資格」の意義	774

第61条 変更の登記	
1 登記の期間の計算方法	775
第71条 設立の登記の申請	
第2項関係	
1 「酒類業組合を代表すべき者の資格を証する書面」の意義	780
第72条 変更の登記の申請	
1 「当該事項の変更を証する書面」の意義	781
第74条 解散の登記の申請	
第1項関係	
1 「解散の事由を証する書面」の意義	783
第77条 清算終了の登記の申請	
1 「決算報告書の承認があったことを証する書面」の意義	785
第78条 商業登記法の準用	
1 「組合を代表すべき清算人についてのその資格を証する 書面」の意義	786
第79条 連合会	
第1項関係	
1 連合会の設立	788
2 合体連合会の会員の議決権	789
第82条 連合会及び中央会の事業	
第1項関係	
1 組合が行う規制についての総合調整計画の設定	793
2 総合調整計画の設定に伴う組合の協定及び届出義務	793
3 総合調整計画に基づく組合の協定設定又は協定変更義務違反	793
第83条 準用	
1 会員名簿の記載事項	795
第83条の2 評議員会	
第3項関係	
1 評議員会に求める意見	796
第4項関係	
1 評議員会の述べる意見	796
第84条 酒税保全のための勧告又は命令	

第1項及び第3項関係

- 1 勧告を受けた組合等又は組合等に加入していない  
酒類製造業者等の措置…………… 798
- 2 「購入方法」の意義…………… 799
- 3 「酒類の品種又は意匠」の意義…………… 799

第2項関係

- 1 連続式蒸留機の新設及び拡張の承認等の取扱い…………… 799

第86条の3 公正な取引の基準

- 1 公正な取引に関する基準の取扱い…………… 805

第86条の5 酒類の品目等の表示義務

- 1 総則…………… 819
- 2 酒類の品目等の表示の取扱い…………… 820
- 3 酒類の品目の表示以外の表示義務事項の表示…………… 824
- 4 酒類の包装に対する品目等の表示の取扱い…………… 826
- 5 製造場等の所在地の「記号表示」の取扱い…………… 827,828
- 6 表示義務事項の「省略」又は「異なる表示」の承認の取扱い…………… 827,830

第86条の6 酒類の表示の基準

- 1 総則…………… 832
- 2 清酒の製法品質表示基準の取扱い…………… 833,839
- 3 果実酒等の製法品質表示基準の取扱い…………… 833,853
- 4 酒類における有機の表示基準の取扱い等…………… 833,864
- 5 酒類の地理的表示に関する表示基準の取扱い…………… 833,877
- 6 二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準の取扱い…………… 833,902

第86条の9 酒類販売管理者

第1項関係

- 1 酒類販売管理者の選任の意義…………… 914
- 2 「酒類の販売業務」の範囲…………… 915
- 3 「使用人その他の従業者」の範囲…………… 915
- 4 酒類販売管理者が行う助言又は指導…………… 915
- 5 酒類販売管理研修の意義…………… 916
- 6 「引き続き6月以上の期間継続して雇用されることが  
予定されている者」の範囲…………… 916

7 「酒類販売管理研修を行うのに必要かつ適切な組織及び

- 能力を有するもの」の意義…………… 916
- 8 「酒類販売管理研修の実施に関する計画が適切なもの」の意義…………… 917
- 9 「受講手数料が適当と認められる額であること」の意義…………… 917
- 10 組合規則第11条の12第5号《指定の基準》に規定する「正当な  
理由」の意義…………… 917
- 11 組合規則第11条の13第3号《指定の取消し》に規定する「正当な  
理由」の意義…………… 917

第5項関係

- 1 「その情状により酒類販売管理者として不相当である」の意義…………… 919

第9項関係

- 1 標識の掲示…………… 921
- 2 組合規則第11条の18第1項《標識の掲示》の取扱い…………… 922

第88条 役員の解任命令

- 1 役員の解任命令に対する組合等の措置…………… 925

第90条 解散命令

- 1 解散命令に伴う所轄官庁及び組合等の措置…………… 927

第1項関係

- 1 「当該職員」の意義…………… 928

第92条 交付金の交付

第1項関係

- 1 交付金の交付基準…………… 930
- 2 組合令第10条の移出数量の算定の準用…………… 930

第2項関係

- 1 交付金の使途…………… 930

第93条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外

- 1 独占禁止法との関係…………… 931

第96条～第101条 罰則

- 1 処罰手続…………… 938
- 2 「認可を受けない協定」の範囲…………… 938
- 3 「その他の従業員」の意義…………… 938
- 4 「業務に関する行為」の意義…………… 938

5 「行為者」の意義 ..... 938

第2章 資源の有効な利用の促進に関する法律関係

1 鋼製又はアルミニウム製の缶の材質に関する表示の取扱い ..... 946

第3章 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律関係

1 法第18条の自主回収の認定の取扱い ..... 950

【個別通達】

「酒類保存のため酒類に混和することができる物品」の取扱いについて ..... 306

酒類の公正な取引に関する基準の取扱いについて ..... 808

酒類の地理的表示に関する表示基準の取扱いについて ..... 877

【告示】

酒税法施行規則第3条の2に規定する国税庁長官が指定する物品を定める件 ..... 36

酒類保存のため酒類に混和することができる物品の指定告示 ..... 306

租税特別措置法施行令第46条の8の2第2項第1号ハの規定に基づき、  
国税庁長官が指定する方法 ..... 482

租税特別措置法施行令第46条の8の2第5項に規定する国税庁長官が  
定める方法及び租税特別措置法施行規則第37条の4の2第4項の規定  
に基づき国税庁長官が定めるファイル形式を定める件 ..... 494

酒類の公正な取引に関する基準を定める件 ..... 806

清酒の製法品質表示基準を定める件 ..... 834

果実酒等の製法品質表示基準を定める件 ..... 848

酒類における有機の表示基準 ..... 859

酒類の地理的表示に関する表示基準を定める件 ..... 873

二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準を定める件 ..... 900

酒類の表示基準における重要基準を定める件 ..... 909

法目次

酒税法

第1条（課税物件） ..... 7

第2条（酒類の定義及び種類） ..... 8

第3条（その他の用語の定義）

第1号～第6号 ..... 12

第7号〈清酒〉 ..... 22

第8号〈合成清酒〉 ..... 25

第9号〈連続式蒸留焼酎〉 ..... 29

第10号〈単式蒸留焼酎〉 ..... 35

第11号〈みりん〉 ..... 40

第12号〈ビール〉 ..... 42

第13号〈果実酒〉 ..... 45

第14号〈甘味果実酒〉 ..... 50

第15号〈ウイスキー〉 ..... 53

第16号〈ブランデー〉 ..... 55

第17号〈原料用アルコール〉 ..... 57

第18号〈発泡酒〉 ..... 58

第19号〈その他の醸造酒〉 ..... 60

第20号〈スピリッツ〉 ..... 61

第21号〈リキュール〉 ..... 62

第22号〈粉末酒〉 ..... 65

第23号〈雑酒〉 ..... 65

第24号〈酒母〉 ..... 66

第25号〈もろみ〉 ..... 68

第26号〈こうじ〉 ..... 69

第27号〈保税地域〉 ..... 71

第6条（納税義務者） ..... 73

第6条の2（保税地域に該当する製造場） ..... 74

第6条の3（移出又は引取り等とみなす場合）



第1項	75
第2項～第5項	78
第6条の4（収去酒類等の非課税）	80
第7条（酒類の製造免許）	
第1項	81
第2項、第6項	88
第3項、第7項	90
第4項・第5項	94
第8条（酒母等の製造免許）	99
第9条（酒類の販売業免許）	
第1項	102
第2項、第3項〈期限付酒類販売業免許〉	124
第10条（製造免許等の要件）	
第1号～第8号	127
第9号	132
第10号	134
第11号	142
第12号	150
第11条（製造免許等の条件）	
第1項	151
第2項	158
第12条（酒類の製造免許の取消し）	159
第13条（酒母等の製造免許の取消）	159
第14条（酒類の販売業免許の取消し）	162
第16条（製造場又は販売場の移転の許可）	165
第17条（製造又は販売業の廃止）	168
第18条（販売場を設けていない酒類販売業者の住所の移転の申告義務）	171
第19条（製造業又は販売業の相続等）	172
第20条（必要な行為の継続等）	177
第21条（製造免許等の通知）	180
第22条（課税標準）	181
第23条（税率）	

第1項、第2項	186
第3項、第4項	196
第5項	197
第28条（未納税移出）	
第1項（第1号、第2号）	199
第1項（第3号）	210
第1項（第4号）	214
第2項	216
第3項	218
第4項	220
第5項	222
第6項	223
第7項～第9項	224
第28条の2（未納税移出に関する特例）	
第1項	226
第2項	229
第3項～第6項	230
第28条の3（未納税引取）	
第1項～第5項	233
第6項～第8項	236
第29条（輸出免税）	238
第30条（戻入の場合の酒税額の控除等）	
第1項、第2項	241
第3項	244
第4項～第6項	248
第7項～第9項	251
第30条の2（移出に係る酒類についての課税標準及び税額の申告）	253
第30条の3（引取りに係る酒類についての課税標準及び税額の申告等）	262
第30条の4（移出に係る酒類についての期限内申告による納付等）	264
第30条の5（引取りに係る酒類についての酒税の納付等）	265
第30条の6（納期限の延長）	267
第30条の7（採取した見本に関する適用除外）	274

第31条（担保の提供及び酒類の保存）	275
第34条（保存酒類の変換及び処分等）	287
第35条（保存酒類の処分禁止）	287
第36条（酒類の差押）	287
第43条（みなし製造）	
第1項（本文）	289
第1項（第1号～第4号）、第3項	290
第1項（第5号）	292
第1項（第6号）、第4項	297
第2項	299
第5項～第8項	300
第9項	302
第10項	312
第11項、第12項	313
第43条（みなし製造）	315
第44条（原料用酒類及び酒母等の処分禁止）	
第1項	316
第2項	317
第3項	320
第45条（密造酒類の所持等の禁止）	322
第46条（記帳義務）	324
第47条（申告義務）	
第1項	341
第2項	362
第3項、第4項〈酒類販売業者の申告義務等〉	363
第48条（申告義務等の承継）	366
第50条（承認を受ける義務）	
第1項（本文）、第2項	368
第1項（第1号～第3号）	370
第1項（第4号）	373
第1項（第5号）	376
第1項（第6号）	379

第1項（第7号）	380
第50条の2（届出義務）	385
第53条（納税地）	389
第54条（罰則）～第59条	390
附則	
第1条	394
附則（平成29年法律第4号）	
第1条（施行期日）（抄）	418
第34条（その他の発泡性酒類の範囲に関する経過措置）	419
第35条（酒類の製造免許等に関する経過措置）	420
第39条（手持品課税等）（抄）	423
租税特別措置法	
第85条（外航船等に積み込む物品の譲渡等に係る免税）（抄）	445
第86条の3（入国者が輸入するウイスキー等又は紙巻たばこの非課税）（抄）	452
第87条（清酒等に係る酒税の税率の特例）	453
第87条の2（低アルコール分の蒸留酒類等に係る酒税の税率の特例）	458
第87条の3（入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例）	460
第87条の4（ビールに係る酒税の税率の特例）	
第1項	464
第2項、第3項	467
第4項、第5項	468
第87条の5（外航船等に積み込む酒類の免税）	470
第87条の6（輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税）	
第1項	478
第2項	501
第3項	503
第4項～第6項	508
第7項	511
第8項・第9項	515
第10項～第15項	518
第87条の8（みなし製造の規定の適用除外の特例）	

第1項～第3項、第6項～第8項	521
第4項、第5項	524
沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律	
第80条（内国消費税等に関する特例）	
第1項、第6項	533
第3項	543
第4項、第5項	546
第7項～第10項	547
第81条（差額課税）	
第1項（抄）	549
第2項	551
第3項（抄）	554
第4項	556
第5項	560
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律	
第1条（趣旨）	565
第2条（定義）（抄）	566
第3条（課税物品の確定の時期）	568
第5条（保税地域からの引取り等とみなす場合）	569
第6条（引取りに係る課税物品についての申告、納税等の特例）	
第1項～第3項、第6項（抄）	570
第7条（郵便物の内国消費税の納付等）	572
第9条（輸入の許可前における引取り）	573
第10条（保税工場等における保税作業）	574
第11条（保税運送等の場合の免税）	
第1項、第2項、第4項、第5項	576
第12条（船用品又は機用品の積込み等の場合の免税）	579
第13条（免税等）	581
第15条（変質、損傷等の場合の軽減又は還付等）	583
第17条（違約品等の再輸出又は廃棄の場合の還付等）	586

第18条（引取りに係る内国消費税の延滞税の免除）	588
第22条（当該職員の権限）	589
第23条～第25条（罰則）	590
登録免許税法	
第2条（課税の範囲）	595
第5条（非課税登記等）（抄）	598
第24条（免許等の場合の納付の特例）	600
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律	
第1条（目的）	603
第7条（控除）	
第1項、第2項（抄）	604
第3項	612
第4項（抄）	613
第8条	615
構造改革特別区域法	
第2条（定義）（抄）	621
第25条（酒税法の特例）	
第1項、第2項	622
第3項～第5項	627
第26条	
第1項	628
第2項、第3項	632
第4項、第5項	634
第27条	
第1項	635
第2項	640
第3項～第5項	641
第6項、第7項	643
第8項、第9項	645

第10項、第11項（抄）	647
総合特別区域法	
第14条の2（構造改革特別区域法の特定事業）	
第1項～第3項	653
第37条の2（構造改革特別区域法の特定事業）	
第1項～第3項	653
国家戦略特別区域法	
第10条（構造改革特別区域法の特定事業）	
第3項	659
酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律	
第1条（目的）	665
第2条（定義）	
第1項	666
第2項～第5項	668
第3条（酒類業組合）	670
第4条（法人格及び住所）	671
第5条（原則）	672
第6条（名称）	674
第7条（組合の地区）	677
第8条（地区の重複禁止）	679
第9条（組合員の資格）	680
第10条（加入の自由）	683
第11条（加入の時期）	684
第12条（任意脱退）	685
第13条（法定脱退）	686
第14条（組合の構成要件）	688
第15条（発起人）	692
第16条（定款）	694
第17条（組合員の募集）	697

第18条（創立総会）	
第1項～第4項	698
第5項～第10項	700
第11項	702
第19条（設立の認可）	703
第20条（理事への事務引継）	704
第21条（成立の時期）	705
第22条（創立総会等についての会社法等の準用）	706
第23条（役員）	708
第23条の2（組合と役員との関係）	709
第23条の3（役員の選任）	710
第24条（役員の任期）	711
第24条の2（役員に欠員を生じた場合の措置）	712
第24条の3（役員の解任）	712
第24条の4（忠実義務）	712
第25条（理事会）	713
第26条	714
第26条の2（組合を代表する理事）	717
第27条（組合代表の特例）	718
第28条（定款その他の書類の備付け等）	719
第29条（組合員名簿）	720
第30条（理事の責任）	721
第31条（監事の職務及び権限）	722
第32条（役員の新職禁止）	723
第33条（役員についての会社法等の準用）	724
第34条（総会の招集）	726
第35条（議決権）	729
第36条（総会の議事）	731
第37条（総会の議決事項）	732
第38条（特別の議決）	733
第38条の2（延期又は続行の議決）	735
第38条の3（議事録）	736

第39条（総会の議決の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えに についての会社法の準用）	737
第39条の2（総代会）	738
第40条（事業報告書等の提出及び備付等）	740
第41条（会計帳簿等の閲覧等）	741
第42条（事業）	742
第43条（協定の設定及び変更）	746
第44条（協定の実施の予告）	749
第45条（協定の変更命令等）	749
第46条（協定の廃止）	750
第47条（協定の設定等の公告）	751
第48条（過怠金）	753
第49条（検査員）	754
第50条（離職従業員の優先雇用）	755
第51条（経費の賦課）	756
第52条（使用料及び手数料）	757
第53条（解散の事由）	758
第54条（合併）	759
第54条の2（債権者の異議）	762
第55条	762
第56条	762
第56条の2（合併の時期）	762
第57条（合併の無効の訴え等についての会社法の準用）	764
第58条（清算等についての会社法等の準用）	
第1項	765
第2項	768
第3項	770
第58条の2（裁判所の選任する清算人の報酬）	771
第59条（登記）	772
第59条の2（登記の期間）	773
第60条（設立の登記）	774
第61条（変更の登記）	775

第62条（他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記）	776
第63条（職務執行停止の仮処分等の登記）	776
第64条（解散の登記）	776
第65条（合併の登記）	776
第66条（清算終了の登記）	776
第67条（従たる事務所の所在地における登記）	777
第68条（他の登記所の管轄区域内への従たる事務所の移転の登記）	777
第69条（従たる事務所における変更の登記等）	777
第70条（登記簿）	779
第71条（設立の登記の申請）	780
第72条（変更の登記の申請）	781
第73条（一時役員職務を行うべき者の登記の手続）	782
第74条（解散の登記の申請）	783
第75条（合併による変更の登記の申請）	784
第76条（合併による設立の登記の申請）	784
第77条（清算終了の登記の申請）	785
第78条（商業登記法の準用）	786
第79条（連合会）	787
第80条（中央会）	790
第81条（連合会及び中央会の会員の議決権）	791
第82条（連合会及び中央会の事業）	792
第83条（準用）	794
第83条の2（評議員会）	796
第84条（酒税保全のための勧告又は命令）	797
第85条（国税審議会への諮問）	803
第86条（基準販売価格）	804
第86条の2（基準販売価格に係る告示）	804
第86条の3（公正な取引の基準）	805
第86条の4（公正な取引の基準に関する命令）	814
第86条の5（酒類の品目等の表示義務）	815
第86条の6（酒類の表示の基準）	832
第86条の7（酒類の表示に関する命令）	909

第86条の8（国税審議会への諮問）	910
第86条の9（酒類販売管理者）	
第1項	911
第2項～第4項	918
第5項～第8項	919
第9項	921
第87条（届出）	923
第87条の2（決算関係書類等の提出）	924
第88条（役員解任命令）	925
第89条（業務等の改善命令）	926
第90条（解散命令）	927
第91条（質問検査権）	928
第92条（交付金の交付）	929
第93条（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外）	931
第94条（公正取引委員会との関係）	932
第95条（実施規定）	933
第96条～第101条（罰則）	936

資源の有効な利用の促進に関する法律

第24条（指定表示事業者の表示の標準となるべき事項）	945
----------------------------	-----

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

第18条（自主回収の認定）	949
---------------	-----

## 第1編 総則

## 【法令解釈通達】

<改正通達> 平25課酒1-41、平26課酒1-11

## 用語の意義

この通達において使用する用語の意義は、次表に掲げるところによる。

なお、酒税法、酒税法施行令、酒税法施行規則で定義されている用語については、当該定義されているところによる。

用語	意義
法	酒税法（昭和28年法律第6号）をいう。
令	酒税法施行令（昭和37年政令第97号）をいう。
規則	酒税法施行規則（昭和37年大蔵省令第26号）をいう。
措置法	租税特別措置法（昭和32年法律第26号）をいう。
措置令	租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）をいう。
措置規則	租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）をいう。
組合法	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第7号）をいう。
組合令	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行令（昭和28年政令第28号）をいう。
組合規則	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則（昭和28年大蔵省令第11号）をいう。
通則法	国税通則法（昭和37年法律第66号）をいう。
通則令	国税通則法施行令（昭和37年政令第135号）をいう。
冲特法	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和46年法律第129号）をいう。
冲特令	沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和47年政令第151号）をいう。
冲特規則	沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する省令（昭和47年大蔵省令第42号）をいう。
輸徴法	輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和30年法律第37号）をいう。
輸徴令	輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和30年政令第100号）をいう。
登免法	登録免許税法（昭和42年法律第35号）をいう。
登免令	登録免許税法施行令（昭和42年政令第146号）をいう。
災免法	災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）をいう。

災免令	災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令（昭和22年政令第268号）をいう。
構造特区法	構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）をいう。
構造特区規則	財務省関係構造改革特別区域法施行規則（平成20年財務省令第36号）をいう。
総合特区法	総合特別区域法（平成23年法律第81号）をいう。
徴収法	国税徴収法（昭和34年法律第147号）をいう。
国家戦略特区法	国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）をいう。
独占禁止法	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）をいう。
発酵	アルコール発酵をいう。
酒類等	酒類又は酒母若しくはもろみをいう。
酒母等	酒母又はもろみをいう。
製造者	酒類の製造免許を受けている者をいう。
酒類販売業者	酒類の販売免許を受けている者をいう。
製造場	酒類の製造免許を受けている場所をいう。
販売場	酒類販売業者が継続して販売業をする場所であって、その場所につき酒類の販売免許を受けている場所をいう。
組合	酒造組合又は酒販組合をいう。
連合会	酒造組合連合会又は酒販組合連合会をいう。
中央会	酒造組合中央会又は酒販組合中央会をいう。
組合等	組合、連合会及び中央会をいう。
合体組合	組合法第9条第2項ただし書又は第4項ただし書の規定の適用を受けて、酒造組合の組合員たる資格に係る酒類の品目を2以上とし、又は販売業の業態を卸売及び小売とする組合をいい、そのものが、酒造組合である場合は「合体酒造組合」と、酒販組合である場合は「合体酒販組合」といい、合体組合がその直接又は間接の構成員である連合会又は中央会を「合体連合会」又は「合体中央会」という。
所轄官庁	財務大臣（組合規則第20条の規定により財務大臣の権限を委任された事項に関するものについては、その委任を受けた者）をいう。
国税局	国税局及び沖縄国税事務所をいう。
国税局長	国税局長及び沖縄国税事務所長をいう。

## 第2編 酒税法関係



**法第1条（課税物件）**

（課税物件）

第1条 酒類には、この法律により、酒税を課する。

**【法令解釈通達】**

（該当条項なし。）

**法第2条（酒類の定義及び種類）****（酒類の定義及び種類）**

第2条 この法律において「酒類」とは、アルコール分1度以上の飲料（薄めてアルコール分1度以上の飲料とすることができるもの（アルコール分が90度以上のアルコールのうち、第7条第1項の規定による酒類の製造免許を受けた者が酒類の原料として当該製造免許を受けた製造場において製造するもの以外のものを除く。）又は溶解してアルコール分1度以上の飲料とすることができる粉末状のものを含む。）をいう。

2 酒類は、発泡性酒類、醸造酒類、蒸留酒類及び混成酒類の4種類に分類する。

**令第1条（定義）—第1項****（定義）**

第1条 この政令において「酒類」とは、酒税法（昭和28年法律第6号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する酒類をいい、その種類及び品目は、同法の規定によるものとする。

**規則第1条（定義）—第1項****（定義）**

第1条 この省令において「酒類」とは、酒税法（昭和28年法律第6号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する酒類をいい、その品目は、同法の規定によるものとする。

**【法令解釈通達】****第2条 酒類の定義及び種類**

＜本条関係改正通達＞ 平29課酒1-12、令元課酒1-29

**第1項関係****1 「アルコール分1度以上の飲料」の範囲**

「アルコール分1度以上の飲料」には、アルコール分1度以上のものでそのまま飲用に供し得るもののほか、水その他の物品を混和してそのアルコール分を薄めて飲料とすることができるもの（飲用に供し得る程度まで水その他の物品を混和したときのアルコール分が1度未満となるものを除く。）又

は水その他の物品と併せて飲用に供することができるものを含むものとする。ただし、アルコール事業法（平成12年法律第36号。以下同じ。）第2条《定義》第4項に規定する特定アルコールを精製し又はアルコール分を90度未満に薄めたもので、明らかに飲料以外の用途に供されると認められるもの（当該物品を飲用に供することとしたものを除く。）については飲料に該当しないことに取り扱う。

**2 アルコール含有医薬品の取扱い**

アルコール含有医薬品であっても、飲用することができ、かつ、アルコール分が1度以上のものは酒類に該当する。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）の規定によって厚生労働大臣から製造（輸入販売を含む。）の許可を受けたアルコール含有医薬品で、次に掲げるものについては強いて酒類には該当しないことに取り扱う。

- (1) 日本標準商品分類（総務庁編。平成2年6月改定のもの。以下同じ。）の「医薬品及び関連製品」に分類の「ホルモン剤（抗ホルモン剤を含む。）」「ビタミン剤」「滋養強壮薬」「その他の代謝性医薬品」に該当しないもの
- (2) (1)の「ホルモン剤（抗ホルモン剤を含む。）」「ビタミン剤」「滋養強壮薬」「その他の代謝性医薬品」のうち、次の状態で市販することを目的として製造するもの。ただし、2種類以上の容量の容器（通常市販品に使用される容器をいう。）に収容した同一の成分規格及び品名のアルコール含有医薬品を製造場から移出する場合又は保税地域から引き取る場合で、その一部はイ又はロに該当するものであるが、他の一部にイ及びロに該当しないものがあるときは、当該アルコール含有医薬品の全部がイ及びロに該当しないものとする。
  - イ 1 容器の容量が20ミリリットル以下のもの
  - ロ 1 容器の容量が20ミリリットルを超え100ミリリットル以下のもので、かつ、アルコール分が3度以下のもの
- (3) (1)の「ホルモン剤（抗ホルモン剤を含む。）」「ビタミン剤」「滋養強壮薬」「その他の代謝性医薬品」のうち、その使用目的が医療のためだけに限定されており、用法用量を誤ると有害な副作用を伴うもの又は客観的に好飲料として飲用されるおそれがないもので国税庁長官が酒類として取り扱うことが適当でないことを認めたもの

### 3 不純物含有アルコールの取扱い

蒸留機によってアルコール含有物を蒸留する際に分離された不純物含有アルコールは、アルコール分1度以上であっても飲用できないものは酒類に該当しないものとして取り扱う。

(注)1 「不純物含有アルコール」とは、アルコール含有物を蒸留する際に分離されるエチルアルコールの沸点より低い沸点のアルデヒド、メチルアルコール及びダイアセチル並びにエチルアルコールの沸点より高い沸点のフーゼル油等の不純物を多量に含んでいるアルコールをいう。

2 合成アルコールは、不純物含有アルコールには該当しないが、酒類には使用しないこととする。

### 4 アルコール含有菓子類等の取扱い

アルコール含有菓子類等（アルコールを含有する菓子類及びアイスクリーム類並びにその他の食品をいう。）であっても、融解又は溶解により飲用することができ、かつ、アルコール分が1度以上のものは酒類に該当する。

ただし、次に掲げる事項の全てを満たすものについては、強いて酒類には該当しないものとして取り扱う。

- (1) 一般に飲用に供されるものではないと認知されているもの
- (2) 実態として、通常飲料として供されるものとは認められないもの
- (3) 製品の形状を維持することを目的とした製造行為が行われるもの又は食品添加物等が使用されるもので、氷菓以外のもの

(注)1 菓子類とは、食品表示法（平成25年法律第70号）第4条第1項の規定に基づき制定された食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）別表第1（第2条関係）10に規定する菓子類をいい、例えば、洋生菓子、チョコレート類、冷菓（氷菓を含む。）等をいう。

2 アイスクリーム類とは、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づき制定された乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）第2条第21項に規定するアイスクリーム類をいう。

### 5 「アルコール」の定義

「アルコール」とは、法の適用を受けるものとアルコール事業法の適用を受けるもの（以下「工業用アルコール」という。）とを問わず、アルコール含有物を蒸留したもの（これに水を加えたものを含む。）で、法第3条第9号イからニまでに該当しないものであって、次に掲げるものをいう。

- (1) アルコール分が45度を超えるもの
- (2) スピリッツのうち、その蒸留方法が連続式蒸留機によるものでアルコール分が36度以上45度以下のもの（法第3条《その他の用語の定義》第15号及び第16号並びに法第8条《酒母等の製造免許》の規定には適用しない。）

### 6 法の適用を受けるアルコール分90度以上のアルコールの取扱い

法第2条第1項括弧書の規定により法の適用を受けるアルコール分90度以上のアルコールの取扱いは、次による。

- (1) 製造者がその製造場において酒類の原料用として製造したアルコール分90度以上のアルコール（この6において「酒類原料用アルコール」という。）で、当該製造場又は他の製造場で酒類原料用に使用されるものは、アルコール事業法第42条《適用除外》の規定により、法の適用を受けることになる。

(注) 「他の製造場」とは、本邦における他の製造場をいう。従って、酒類の原料として使用されることが明らかな場合であっても、外国の酒類製造場に移出されるアルコール分90度以上のアルコールについては、アルコール事業法の適用を受けることになる。

- (2) 酒類原料用アルコールが酒類原料以外の用途に使用されたときには、法の適用がなく、アルコール事業法の適用を受けることになる。

### 7 「溶解してアルコール分1度以上の飲料とすることができる粉末状のもの」の意義

「溶解してアルコール分1度以上の飲料とすることができる粉末状のもの」とは、アルコールを含有する粉末状のもので、飲用することができる程度まで水等（酒類を除く。）で溶解したときのアルコール分が1度以上となるものをいう。

(注) 製造者が「粉末状のもの」の容器、包装、説明書等で消費者に入手されるものに飲用するために必要な水等の量を明示している場合には、それに基づいて溶解した後のものについて、アルコール分が1度以上となるかどうかを判定してもよい。この場合、溶解した後のものについて、アルコール分が1度以上とならないものであっても、エキス分のアルコール分に対する比が7程度以下のものは、飲用できる程度まで水等で溶解したときのアルコール分が1度以上となることが多いことに留意する。